

# 大阪府 大阪市公報

発行所  
大阪府役所  
大阪市北区中之島1-3-20  
電話06-6208-7444

## 目次

### 規則

- 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 4
- 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 6
- 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則を廃止する等の規則 ..... 7

### 告示

- 区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日 ..... 9
- 落札者等の公示 ..... 9
- 大阪城天守閣の供用時間の変更の承認 ..... 10
- 長居球技場ほか3施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認 ..... 10
- 鶴見緑地球技場ほか2施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認 ..... 11
- 靱テニスセンターの臨時開場の承認 ..... 12
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認 ..... 12
- 大阪市中央体育館の臨時休館及び供用時間の変更の承認 ..... 13
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館及び臨時休館の承認 ..... 13
- 大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 14
- 大阪市立都島スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 14
- 大阪市立西淀川スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 15
- 大阪市立東淀川スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 15
- 大阪市立生野スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 15
- 大阪市立城東スポーツセンターの供用時間の変更の承認 ..... 16
- 大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認 ..... 16
- 大阪市立修道館の供用時間の変更の承認 ..... 17
- 大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変更の承認 ..... 17
- 大阪市立大阪プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 ..... 18
- 大阪市立真田山プールの供用時間の変更の承認 ..... 18
- 大阪市立浪速屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認 ..... 19
- 大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認 ..... 21

○大阪市立旭屋内プールの臨時開館の承認	21
○大阪市立城東屋内プールの臨時開館及び供用時間の変更の承認	22
○大阪市立阿倍野屋内プールの臨時開館の承認	22
○大阪市立住吉屋内プールの供用時間の変更の承認	23
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	23
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	24
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	26
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	27
○寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	28
○一般競争入札の執行（文書管理システム用サーバ機等一式の借 入れ）	29
○一般競争入札の執行（圧縮積込式小型ごみ収集車（グリーン ディーゼル車）（その2）の製造）	32
○一般競争入札の執行（船舶動静・使用料管理・運航調整システ ム用端末機器等一式の借入れ）	35
○一般競争入札の執行（庁内情報ネットワークユーザ端末管理基 盤用サーバ機器等一式の借入れ）	38
○一般競争入札の執行（消防局（総務課モノクロ）ほか3か所乾 式デジタル複合機の借入れ等）	41
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	44
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	45
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定	47
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止	47
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	48
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	49
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	50
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	51
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の 指定	53
○放置自動車の処理	53
○市道の路線名変更	54
○市道の一部廃止	54
○市道の路線廃止	60
○市道の区域変更	63
○平成28年大阪市告示第501号（本市と協定を締結した者が経 営する駐車場の名称及び位置）の一部改正	66
○芦原橋駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	67
○加島駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	67
○舞洲運動広場の臨時休業の承認	69

大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗 の追加指定	69
一般競争入札の執行（ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬業 務委託（平成29年度））	70
一般競争入札の執行（大阪市交通局梅田駅北改札・中改札デ ジタルサイネージシステム端末機器等一式の借入れ）	73
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	76
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	76
指定給水装置工事事業者の指定	77
一般競争入札の執行（平成29年度庁内情報ネットワークシス テム端末機器等一式の借入れ）	77
公 告	
一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	80
一般競争入札の執行（都島第2ほか8自転車保管所古自転車 等の売払い）	83
一般競争入札の執行（軽四輪貨物自動車（スライドバン）の 売払い等）	87
平成27年度における情報公開制度の運用状況	90
平成27年度における個人情報保護制度の運用状況	91

### 公布された規則のあらまし

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医の報酬の額を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、公布の日（平成29年1月18日）から施行し、平成20年4月1日から適用することにしました。

（平成29年大阪市規則第1号 人事室給与課）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の請求に係る審査等に関する補助業務を行う非常勤の職員の報酬の額を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成29年1月27日）から施行し、別表福祉局の項の改正規定は、平成29年2月1日から施行することにしました。
- 3 改正後の規則第2条及び附則第3項の規定は平成28年10月3日から適用することにしました。

(平成29年大阪市規則第3号 人事室給与課)

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 地方公務員災害補償法施行規則の改正に伴い、通勤災害と認められる範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日(平成29年1月27日)から施行し、平成29年1月1日から適用することにしました。

(平成29年大阪市規則第4号 人事室人事課)

大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則を廃止する等の規則

- 1 大阪港スポーツアイランド施設条例の廃止に伴い、大阪港スポーツアイランド施設条例の施行に関する規定を廃止することにしました。
- 2 大阪市海浜施設条例の一部改正に伴い、海浜施設である舞洲緑地の駐車場の使用に関し必要な事項及び海浜施設に係る使用料の納付時期等を定めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、平成29年4月1日から施行することにしました。

(平成29年大阪市規則第5号 港湾局営業推進室開発調整課 港湾局計画整備部施設管理課)

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成29年1月18日

大阪市長 吉村洋文

大阪市規則第1号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成20年大阪市規則第71号)の一部を次のように改正する。

別表健康局の項中

「

自殺対策関連事業に関する業務を行う者	月額	210,000円
--------------------	----	----------

」

を

「

自殺対策関連事業に関する業務を行う者	月額	210,000円
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医	日額	10,070円。ただし、1件を超える判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、10,070円を加算した額とする。

」

に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から平成24年3月31日までの間における改正後の規則別表健康局の項の規定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医に係る部分に限る。以下同じ。）の適用については、同項中「10,070円。」とあるのは「9,820円（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の4第2項第5号又は第6号に掲げる職務に従事した場合にあっては、9,780円）。」と、「10,070円」とあるのは「9,820円（当該1件を超える判定、診察等の業務が同項第5号又は第6号に掲げる職務に該当する場合にあっては、9,780円）」とする。
- 4 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間における改正後の規則別表健康局の項の規定の適用については、同項中「10,070円」とあるのは「9,820円」とする。
- 5 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく判定、診察等の業務を行った職員に支払われた金員（当該業務の対価として支払われたものに限る。）は、改正後の規則の規定による報酬とみなす。

(平28.1.18揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則を廃止する等の規則

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

**大阪市規則第 3 号**

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 6 項並びに附則第 3 項中「第 1 条第 8 号」を「第 1 条第 7 号」に改める。

別表福祉局の項中

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく受給資格の認定等に関する補助業務を行う者	月額	156,000円
--	----	----------

」

を

「

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく受給資格の認定等に関する補助業務を行う者	月額	156,000円
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の請求に係る審査等に関する補助業務を行う者	月額	156,000円

」

に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表福祉局の項の改正規定は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則第2条及び附則第3項の規定は、平成28年10月3日から適用する。

#### 大阪市規則第4号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する  
規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第5号中「職員と同居している次に掲げる者」を「次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則第1条の3第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

#### 大阪市規則第5号

大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則を廃止する等の規則  
（大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則の廃止）

**第1条** 大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則（平成6年大阪市規則第68号）は、廃止する。

（大阪市海浜施設条例施行規則の一部改正）

**第2条** 大阪市海浜施設条例施行規則（昭和55年大阪市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とする。

第7条中「（以下「施設」という。）」を削り、「行為で市長が」を「行為で市規則で」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条の見出しを「（使用料の納付時期等）」に改め、同条中「使用料（以下「使用料」という。）」を「使用料」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例第8条第2項に規定する使用料は、市長が指定する日までに納入通知書に基づく払込みの方法により納付しなければならない。
- 3 条例第8条第3項に規定する使用料は、自動車を出庫させる際に納付しなければならない。

第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(使用券の交付)

第5条 舞洲緑地の駐車場を利用する者に対し、入庫の際に使用券を交付する。

(使用期間の制限)

第6条 舞洲緑地の駐車場の利用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の額)

第7条 条例第8条第3項の市規則で定める使用料は、別表のとおりとする。附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

車両の種類	単位	使用料
普通自動車	1台1日	駐車時間が30分を超え2時間以内のとき 400円
	1回につき	駐車時間が2時間を超え4時間以内のとき 700円
		駐車時間が4時間を超え6時間以内のとき 900円
		駐車時間が6時間を超えるととき 1,000円
乗合自動車		1,200円

備考 この表において「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第3条に規定する普通自動車をいい、「乗合自動車」とは、法第3条に規定する大型自動車で、専ら人を運搬する構造のものをいう。

第2号様式中「第6条」を「第9条」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「第8条」を「第11条」に、

「1 コスモスクエア海浜緑地 2 鶴浜緑地」

を

「1 コスモスクエア海浜緑地 2 鶴浜緑地

3 舞洲緑地」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出については、第1条の規定による廃止前の大阪港スポーツアイランド施設条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)第17条の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に舞洲緑地の駐車場に入庫している車両については、施行日前に廃止前の規則第2条の規定によって交付した使用券は、第2条の

規定による改正後の大阪市海浜施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の規定によって交付した使用券とみなす。

- 4 前項の規定により改正後の規則第5条の規定によって交付した使用券とみなされる場合には、当該使用券に係る入庫を同条の入庫とみなして、改正後の規則第6条及び別表の規定を適用する。
- 5 この規則の施行の際現に存する改正前の大阪市海浜施設条例施行規則第3号様式及び第4号様式による用紙は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

## 告 示

### 大阪市告示第75号

区役所出張所の設置並びに名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第84号）は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文  
(市民局区政支援室政策支援担当)

### 大阪市告示第76号

次のとおり落札者等について公示する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎ICT戦略室 ICT戦略担当（大阪市北区中之島一丁目3番20号）

①平成28年度 庁内情報利用パソコン等機器（ICT戦略室）(2)一式 長期借入 ②一般 ③28.12.1 ④日立キャピタル株式会社 法人営業部 関西法人支店 大阪市淀川区宮原三丁目3番31号 上村ニッセイビル ⑤419,468円 ⑥28.9.30

(ICT戦略室 ICT戦略担当)

### 大阪市告示第77号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

月 日	供 用 時 間
平成29年3月25日（土）から 同年4月9日（日）まで	午前9時から午後7時まで
平成29年4月29日（土）から 同年5月7日（日）まで	午前9時から午後6時まで

（経済戦略局観光部観光課）

### 大阪市告示第78号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居球技場	平成29年2月6日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成29年2月13日（月）	
	平成29年2月20日（月）	
	平成29年2月27日（月）	

#### 2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成29年2月10日（金）から 同月11日（土）まで	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月12日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成29年2月18日（土）	午前8時から午後9時まで
長居球技場	平成29年2月5日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月12日（日）	

長居トレーニング場	平成29年2月1日(水)から 同月4日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成29年2月5日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成29年2月7日(火)から 同月10日(金)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成29年2月11日(土)から 同月12日(日)まで	午前9時から午後6時まで
	平成29年2月14日(火)から 同月18日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成29年2月19日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成29年2月21日(火)から 同月25日(土)まで	午前9時から午後9時30分 まで
	平成29年2月26日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成29年2月28日(火)	午前9時から午後9時30分 まで
長居庭球場	平成29年2月1日(水)から 同月4日(土)まで	午前9時から午後10時まで
	平成29年2月5日(日)	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月6日(月)から 同月11日(土)まで	午前9時から午後10時まで
	平成29年2月12日(日)	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月13日(月)から 同月18日(土)まで	午前9時から午後10時まで
	平成29年2月19日(日)	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月20日(月)から 同月25日(土)まで	午前9時から午後10時まで
	平成29年2月26日(日)	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月27日(月)から 同月28日(火)まで	午前9時から午後10時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第79号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

## 1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	平成29年2月6日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月20日(月)	
	平成29年2月27日(月)	

## 2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	平成29年2月1日(水)から 同月28日(火)まで	午前7時から午後9時まで
鶴見緑地庭球場		午前9時から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

## 大阪市告示第80号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成29年2月6日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月20日(月)	
	平成29年2月27日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

## 大阪市告示第81号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成29年2月6日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成29年2月13日（月）	
	平成29年2月20日（月）	
	平成29年2月27日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

**大阪市告示第82号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定より読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

## 1 臨時休館

施設名	月 日
大阪市中心中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 会議室	平成29年2月6日（月）

## 2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市中心中央体育館 第1体育場	平成29年2月5日（日）	午前8時から午後9時まで
	平成29年2月10日（金）から 同月12日（日）まで	
	平成29年2月19日（日）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

**大阪市告示第83号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条例第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成29年2月20日（月）	午前9時から午後9時まで

2 臨時休館

施設名	月 日
大阪市立東淀川体育館	平成29年2月6日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第84号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立北スポーツセンター 第1体育場	平成29年2月6日（月） 平成29年2月13日（月） 平成29年2月20日（月） 平成29年2月27日（月）	午後0時30分から午後5時20分まで
大阪市立北スポーツセンター 第2体育場		午後0時30分から午後4時まで
大阪市立北スポーツセンター 多目的室		午後0時40分から午後4時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



大阪市告示第85号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立都島スポーツセンター	平成29年2月6日（月）	午前9時から午後5時30分まで

第1 体育場		
第2 体育場		
多目的室		

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



**大阪市告示第86号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 西淀川スポーツセンター	平成29年2月6日（月）	午前9時から午後 9時まで
	平成29年2月13日（月）	
	平成29年2月20日（月）	
	平成29年2月27日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



**大阪市告示第87号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東淀川スポーツセンター 第1 体育場	平成29年2月6日（月）	午後6時から午後8 時まで
	平成29年2月13日（月）	
	平成29年2月20日（月）	
	平成29年2月27日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)



**大阪市告示第88号**

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3

条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	平成29年2月6日(月)	午前10時から午後8 時まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月20日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第89号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成29年2月1日(水)から 同月3日(金)まで	午前9時から午後10 時まで
	平成29年2月7日(火)から 同月10日(金)まで	
	平成29年2月14日(火)から 同月17日(金)まで	
	平成29年2月21日(火)から 同月24日(金)まで	
	平成29年2月28日(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第90号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場 多目的室	平成29年2月6日(月)	午前9時15分から午 後3時まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月20日(月)	
	平成29年2月27日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第91号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号。以下「修道館条例」という）第5条第2項の規定により読み替えられた修道館条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、修道館条例第5条第2項の規定により読み替えられた修道館条例第4条第3項の規定の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成29年2月4日(土)	午前9時から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第92号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場(25メートルプール) トレーニング場 体育場	平成29年2月2日(木)から 同月28日(火)まで	午前9時から 午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場(25メートルプール) トレーニング場	平成29年2月1日(水)から 同月28日(火)まで	

備考  
 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



**大阪市告示第93号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 臨時開館

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成29年 2月 6日（月）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成29年 2月13日（月）	午後7時から翌日午前0時まで
	平成29年 2月20日（月）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成29年 2月27日（月）	午後7時から翌日午前0時まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール アイススケート場	平成29年 2月 1日（水）から 同月 5日（日）まで	午前7時から翌日午前0時まで
	平成29年 2月 7日（火）から 同月12日（日）まで	
	平成29年 2月14日（火）から 同月19日（日）まで	
	平成29年 2月21日（火）から 同月26日（日）まで	
	平成29年 2月28日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）



**大阪市告示第94号**

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立真田山プール アイススケート場	平成29年2月1日（水）から 同月3日（金）まで	午前9時から午後6時 まで
	平成29年2月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から午後 6時まで
	平成29年2月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から午後6時 まで
	平成29年2月11日（土）から 同月12日（日）まで	午前8時30分から午後 6時まで
	平成29年2月14日（火）から 同月17日（金）まで	午前9時から午後6時 まで
	平成29年2月18日（土）から 同月19日（日）まで	午前8時30分から午後 6時まで
	平成29年2月21日（火）から 同月24日（金）まで	午前9時から午後6時 まで
	平成29年2月25日（土）から 同月26日（日）まで	午前8時30分から午後 6時まで
	平成29年2月28日（火）から 同年3月3日（金）まで	午前9時から午後6時 まで
	平成29年3月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から午後 6時まで
	平成29年3月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から午後6時 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

#### 大阪市告示第95号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

## 1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成29年2月6日(月)	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月20日(月)	
	平成29年2月27日(月)	

## 2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成29年2月1日(水) から 同月2日(木) まで	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月3日(金)	午前6時15分から翌日 午前0時15分まで
	平成29年2月4日(土)	午前6時30分から翌日 午前0時15分まで
	平成29年2月5日(日)	午前6時から午後10時 30分まで
	平成29年2月7日(火) から 同月9日(木) まで	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月10日(金)	午前6時15分から翌日 午前0時15分まで
	平成29年2月11日(土)	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月12日(日)	午前6時から午後10時 30分まで
	平成29年2月14日(火) から 同月17日(金) まで	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月18日(土)	午前6時30分から翌日 午前0時まで
	平成29年2月19日(日)	午前6時から午後10時 30分まで
	平成29年2月21日(火) から 同月24日(金) まで	午前6時15分から午後 10時30分まで
	平成29年2月25日(土)	午前6時30分から午後 10時30分まで
	平成29年2月26日(日)	午前6時から午後10時 30分まで
平成29年2月28日(火)	午前6時15分から午後 10時30分まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

## 大阪市告示第96号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年2月1日（水）	午前9時から午後 9時45分まで
	平成29年2月3日（金）	
	平成29年2月5日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成29年2月6日（月）から 同月8日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成29年2月10日（金）	
	平成29年2月12日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成29年2月13日（月）から 同月15日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成29年2月17日（金）	
	平成29年2月19日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成29年2月20日（月）から 同月22日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成29年2月24日（金）	
	平成29年2月26日（日）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成29年2月27日（月）から 同月28日（火）まで	午前9時から午後 9時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

## 大阪市告示第97号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第

3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	平成29年2月7日(火)	午前9時から午後4時まで
	平成29年2月14日(火)	
	平成29年2月21日(火)	
	平成29年2月28日(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第98号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 臨時開館

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年2月6日(月)	午前9時から午後9時30分まで
	平成29年2月13日(月)	
	平成29年2月27日(月)	

#### 2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成29年2月1日(水)から 同月5日(日)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成29年2月7日(火)から 同月12日(日)まで	
	平成29年2月14日(火)から 同月19日(日)まで	
	平成29年2月21日(火)から 同月26日(日)まで	
	平成29年2月28日(火)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

### 大阪市告示第99号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	平成29年2月1日（水）	午後3時から午後 6時まで
	平成29年2月8日（水）	
	平成29年2月15日（水）	
	平成29年2月22日（水）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

#### 大阪市告示第100号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成29年2月1日（水）から 同月5日（日）まで	午前9時から午後 10時まで
	平成29年2月7日（火）から 同月12日（日）まで	
	平成29年2月14日（火）から 同月19日（日）まで	
	平成29年2月21日（火）から 同月26日（日）まで	
	平成29年2月28日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

#### 大阪市告示第101号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノースゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番3号(住居表示)

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一

大阪市北区梅田2丁目2番22号ハービスENTオフィスタワー23階

## (3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一  
大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

(変更後) 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一  
大阪市北区梅田2丁目2番22号ハービスENTオフィスタワー  
23階

## (4) 変更年月日

平成28年12月26日

## 2 届出年月日

平成29年1月12日

## 3 届出書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

## (2) 期間

平成29年1月27日(金)から同年5月29日(月)まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

## (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

## 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成29年5月29日(月)

## (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サウスゲートビルディング

大阪市北区梅田3丁目1番1号（住居表示）

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一

大阪市北区梅田2丁目2番22号ハービスENTオフィスタワー23階

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一  
大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号

（変更後）大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 井上 浩一  
大阪市北区梅田2丁目2番22号ハービスENTオフィスタワー  
23階

(4) 変更年月日

平成28年12月26日

#### 2 届出年月日

平成29年 1月12日

#### 3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成29年 1月27日（金）から同年 5月29日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9時30分から午後 5時まで

#### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 5月29日（月）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

## 大阪市告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東京インテリア家具大阪本店  
大阪市大正区鶴町2丁目125番3
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川 弘衛  
東京都荒川区荒川4丁目32番5号
- (3) 変更事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 東京インテリア家具大阪店  
(変更後) 東京インテリア家具大阪本店
- (4) 変更年月日  
平成29年1月13日

### 2 届出年月日

平成29年1月13日

### 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所  
大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課  
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
- (2) 期間  
平成29年1月27日（金）から同年5月29日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）
- (3) 時間  
午前9時30分から午後5時まで

### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年5月29日（月）
- (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

### 大阪市告示第104号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付のある定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成28年11月29日
申請書を受理した日	平成29年1月6日
名称	特定非営利活動法人幸人会
代表者の氏名	田中 良樹
主たる事務所の所在地	大阪府中央区島之内1丁目22番22号島之内堺筋ビル401号
定款に記載された目的	この法人は、高齢又は障がいのため、一般就労が困難な方々や日常生活において、不自由や制約を課せられている方々に対し、自立につながる様々な支援を行うとともに、活用できる制度や、利用できる施設等の情報提供を行い、高齢者、障がい者すべての方々がお互いを尊重しあう社会の実現に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年9月23日
申請書を受理した日	平成29年1月6日
名称	特定非営利活動法人認知症の人とみんなのサポートセンター
代表者の氏名	沖田 裕子
主たる事務所の所在地	大阪府東成区東小橋1丁目18番33号
定款に記載された目的	この法人は、認知症の人と家族が介護保険制度では満たされないニーズを明らかにし、支援のモデルを試し、どの地域でも実施できるものとして確立していくための支援をとおして、認知症についての正しい知識の普及を行い、誰もが認知症に

	なっても安心して暮らせる地域づくりの実現に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年12月22日
申請書を受理した日	平成29年 1月 6日
名 称	特定非営利活動法人わらべうたベビーマッサージ研究会
代 表 者 の 氏 名	奥田 朱美
主たる事務所の所在地	奈良県天理市櫛本町2071番地の8
定款に記載された目的	この法人は、全国の助産師及び保育士及び広く地域住民に対し、子育てに関する事業を行い、わらべうたベビーマッサージの技術の伝承、育成、質的向上を目指すことによって、地域における子供の健全育成を推進、もって社会教育に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年12月19日
申請書を受理した日	平成29年 1月 6日
名 称	NPO法人関西七福神グループ
代 表 者 の 氏 名	金城 吉信
主たる事務所の所在地	大阪市此花区梅香1丁目19番5号
定款に記載された目的	この法人は、地域住民に対して、高齢者の生活及び生活弱者の生活環境の保護や、市民の教育支援事業を行い、地域の町づくりや福祉活動に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)



**大阪市告示第105号**

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成28年1月1日から平成33年12月31日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪市市税条例第35条の3第9項の規定に基づき告示する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
社会福祉法人 秀和福社会	大阪市鶴見区諸口六丁目2番7号

(財政局税務部課税課)

  
**大阪市告示第106号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

**1 担当部局**

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

**2 入札に付する事項**

- (1) 長期借入物品及び予定数量  
文書管理システム用サーバ機等一式  
(電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年11月1日(水)から平成34年12月31日(土)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

**3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成29年2月10日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること

- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成29年2月10日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ア 入札書受付期間 平成29年3月27日（月）から同月28日（火）までの午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成29年3月29日（水）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ア 入札書受付期間 平成29年3月29日（水）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成29年3月29日（水）午前11時30分
- ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年3月28日（火）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
- ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年2月10日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:  
Servers, etc. for Document management system 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 10 February 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 27 March 2017 to 5:00PM, 28 March 2017

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 29 March 2017

③ by post: 5:00PM, 28 March 2017

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-  
0007, TEL 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

### 大阪市告示第107号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

#### 2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量  
圧縮積込式小型ごみ収集車（クリーンディーゼル車）（その2） 23台  
（電子入札対象案件）
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成29年11月30日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年2月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35:自動車販売」で登録していること
- (5) 当該製造物品又はこれと類似する特装車の納入実績を有すること

- (6) 当該製造物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後10年以上にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること
  - (7) 納入しようとする物品が仕様書に示した条件を満たすこと
  - (8) 当該製造物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
  - (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成29年2月10日（金）まで無償により交付する。
  - (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで
  - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
    - ア 入札書受付期間 平成29年3月27日（月）から同月28日（火）までの午前9時から午後5時まで
    - イ 開札予定日時 平成29年3月29日（水）午前11時30分
    - ウ 場所 システム上とする。
  - (2) 紙入札による場合
    - ア 入札書受付期間 平成29年3月29日（水）午前11時から午前11時30分まで
    - イ 開札予定日時 平成29年3月29日（水）午前11時30分
    - ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年3月28日（火）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
  - (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
  - (3) 保証人 不要
  - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年2月10日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

- 10 当該製造物品で今後調達が予想される数量及び入札公告の予定時期  
平成29年4月頃 12台

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:  
Small type compactor Waste Collection Vehicle  
(Clean diesel vehicle) (2) 23 vehicles
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 10 February 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:  
① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 27 March 2017 to 5:00PM, 28 March 2017

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 29 March 2017

③ by post: 5:00PM, 28 March 2017

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-  
0007, TEL 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

### 大阪市告示第108号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

#### 2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び予定数量  
船舶動静・使用料管理・運航調整システム用端末機器等 一式  
(電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年8月1日(火)から平成34年7月31日(日)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成29年2月10日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸: 02 事務用品賃貸: 02 情報処理用機器(158)」で登録していること

- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJIS Q 27001 (ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成29年2月10日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間 平成29年3月28日（火）から同月29日（水）までの午前9時から午後5時まで
  - イ 開札予定日時 平成29年3月30日（木）午前11時30分
  - ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
  - ア 入札書受付期間 平成29年3月30日（木）午前11時から午前11時30分まで
  - イ 開札予定日時 平成29年3月30日（木）午前11時30分
  - ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）  
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年3月29日（水）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年2月10日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。

(5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(6) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:  
terminal devices for the system of managing motion status of  
ships and use charge and ship operating lset
- (2) The closing date and time for the submission of application forms  
and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 10 February 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 28 March 2017 to 5:00PM, 29 March 2017
  - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 30 March 2017
  - ③ by post: 5:00PM, 29 March 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-  
0007, TEL 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

### 大阪市告示第109号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街  
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ  
電話 06-4395-7161

#### 2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び予定数量  
庁内情報ネットワークユーザ端末管理基盤用サーバ機器等 一式  
(電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年10月1日(日)から平成34年9月30日(金)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成29年2月10日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器（158）」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等報告書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJIS Q 27001 (ISO27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度による認証等の取得を証明する書類（個人情報に関する内部規定等可）の提出ができること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成29年2月10日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成29年2月10日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
  - ア 入札書受付期間 平成29年3月29日（水）から同月30日（木）までの午前9時から午後5時まで
  - イ 開札予定日時 平成29年3月31日（金）午前11時30分
  - ウ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間 平成29年3月31日（金）午前11時から午前11時30分まで

イ 開札予定日時 平成29年3月31日（金）午前11時30分

ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年3月30日（木）午後5時までに必着のこと

## 6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年2月10日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措

置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (4) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:  
Server Equipment for User Terminal Management System 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 10 February 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① on the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 29 March 2017 to 5:00PM, 30 March 2017
  - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 31 March 2017
  - ③ by post: 5:00PM, 30 March 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:  
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,  
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

#### 大阪市告示第110号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

#### 1 担当部局

〒550-8566 大阪市西区九条南1丁目12番54号  
大阪市消防局総務部総務課（調達）  
電話 06-4393-6050

#### 2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量
  - ① 消防局（総務課モノクロ）ほか3か所乾式デジタル複合機 長期借入  
（単価契約） 4台
  - ② 福島消防署ほか12か所乾式デジタル複合機 長期借入（単価契約）

13台

- ③ 消防局（施設課A2）乾式デジタル複合機 長期借入（単価契約）

1台

（以上、電子入札対象案件）

- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。  
(3) 借入期間 平成29年4月1日から平成33年3月31日まで  
(4) 借入場所 入札説明書による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話06-4395-7161）に行えば当該審査を行う。ただし、平成29年2月13日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること  
(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと  
(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと  
(4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：03 複写機（複写サービスを含む）（159）」で登録していること  
(5) 当該物品又はこれと類似する物品について、賃貸借契約の実績があること  
(6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元報告書の提出ができること  
(7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていること  
(8) アフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていること

### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ。）  
(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成29年2月13日（月）まで無償により交付する。  
(3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日から平成29年2月13日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）  
(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合  
① 入札書受付期間 平成29年3月6日（月）から同月7日（火）までの

午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時 平成29年3月8日(水)午前10時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成29年3月8日(水)午前10時00分から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成29年3月8日(水)午前10時30分

③ 場所 大阪市消防局入札室(上記1に同じ。)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成29年3月7日(火)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額)を100で除し、1年当たりの予定数量を乗じた額の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成29年2月13日(月)午後5時までに受付場所に、持参または郵送等により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札

(2) システム所定の入札書もしくは紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 再入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

(4) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措

置を受けた者がした入札

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約の締結は、平成29年度予算が発効したときとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
  - ① Digital multifunction printer/copier/scanner. 4set
  - ② Digital multifunction printer/copier/scanner. 13set
  - ③ Digital multifunction printer/copier/scanner. 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 13 February 2017
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① On the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 6 March 2017 to 5:00PM, 7 March 2017
  - ② In person: from 10:00AM to 10:30AM, 8 March 2017
  - ③ By post: 5:00PM, 7 March 2017
- (4) A contact point where tender documents are available:

Financial Management & Administration Department, Osaka  
Municipal Fire Department, The City of Osaka, 12-54, Kujo- Minami  
1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8566, TEL 06-4393-6050

(消防局総務部総務課)

大阪市告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1項第1号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社OGM ②つむぎケアサービス 大阪市住吉区长居西三丁目7番18号 コーポルナ101号室 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①株式会社クリアサプライ ②介護ステーション青葉 大阪市西成区千本南一丁目7番23号 パル101号 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①株式会社T・plus ②ヘルパーステーション介護の杜 大阪市西淀川区大和田四丁目1番2号 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①株式会社アイケイビ ②訪問介護愛の森 大阪市東成区東小橋三丁目9番11号3階 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①合同会社Lien ②ライフサポートりあん 大阪市東淀川区下新庄四丁目15番21号-201 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①株式会社せいこう ②訪問介護せいこう 大阪市西成区梅南三丁目2番1号 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①エトワ株式会社 ②訪問介護事業所エトワ 大阪市天王寺区味原本町6番17号 1F ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①合同会社SAKURACLOUD ②水蓮 大阪市鶴見区今津北五丁目13番24-310号 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①合同会社ユーラシア ②リストン介護サービス 大阪市生野区新今里五丁目1番24号 太正ビル1F-A号 ③平成29年1月1日 ④訪問介護

①医療法人天野クリニック ②あまくりデイサービスしろきた 大阪市都島区毛馬町二丁目11番33-107号 ③平成29年1月1日 ④通所介護

①有限会社和敬堂 ②シルバーフィットネスげんきプラス 大阪市東淀川区豊里二丁目14番20号 ③平成29年1月1日 ④通所介護

①ラポールユニバーサルサポート合同会社 ②らぼーるactサポート 大阪市都島区都島本通三丁目15番19号 ③平成29年1月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーショップ平野 大阪市平野区长吉長原西二丁目1番23号 ③平成29年1月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①社会福祉法人スワンなにわ ②福祉用具貸与事業所スワンなにわ 大阪市浪速区浪速西二丁目11番6号 ③平成29年1月1日 ④福祉用具貸与

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

## 大阪市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第1項第2号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社OFFICE KIDA ②森小路ケアセンター 大阪市旭区森小路二丁目3番23号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①合同会社こみち ②ケアセンターまはろ 大阪市浪速区大国二丁目2番9号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①あいケアリンク株式会社 ②アイリス介護サポート ヘルパーステーション 大阪市港区夕風一丁目17番31号 レジデンス夕風201号室 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社テトラクリエイト ②フィアヘルパーステーション 大阪市平野区長吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①社会福祉法人基弘会 ②訪問介護夢の箱生野サテライトオフィス 大阪市生野区生野西二丁目3番8-201号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社こころ ②介護ケアセンターこころの郷 大阪市淀川区西中島五丁目13番24号 アンシャンテ新大阪502号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①有限会社ニフコ ②つくしホームヘルプサービス 大阪市中央区内淡路町一丁目4番9号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社オレンジメディカルホールディングス ②訪問介護サービス事業所 オレンジ畑 大阪市都島区中野町一丁目2番12号 ③平成28年11月30日 ④訪問介護

①株式会社龍輝 ②訪問介護ろんてる 大阪市阿倍野区文の里四丁目21番30号 一桃ビル6階 ③平成28年10月31日 ④訪問介護

①まちだ株式会社 ②町田ケアセンター 大阪市城東区鳴野東三丁目3番20号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社スマイルらいふけあ ②スマイルらいふ南堀江訪問介護ステーション 大阪市西区南堀江一丁目18番20号 コスモ第3ビル9階 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社スタイル ②ヘルパーステーションスカイ 大阪市西成区山王二丁目6番14号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社Vivid-Life ②ヴィヴィッドライフ 大阪市東成区神路一丁目1番14号 パークレーン深江橋202号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社こと ②訪問介護サービスこと 大阪市港区市岡三丁目3番10号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①有限会社誠光 ②訪問介護せいこう 大阪市西成区北津守三丁目11番2号 ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社コスモプランニング ②コスモプランニングヘルパーステーション 大阪市北区天神橋六丁目5番31号 コーポ井上101号 ③平成28年12月31日

日 ④訪問介護

①株式会社スザック ②ヘルパーステーションスザックⅡ 大阪市生野区田島一丁目15番2号 生野商工会館3F ③平成28年12月31日 ④訪問介護

①株式会社テトラクリエイト ②プライマリー訪問看護ステーション 大阪市平野区長吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①AVANCE株式会社 ②訪問看護ステーション燈 大阪市東淀川区豊里二丁目6番6号 メゾン・リシェス101号室 ③平成28年12月31日 ④居宅療養管理指導

①有限会社リリー ②アムール訪問看護ステーション 大阪市大正区南恩加島二丁目8番27号 MMハイツ303 ③平成28年11月30日 ④居宅療養管理指導

①有限会社グローバルステージ ②訪問看護ステーションうりずん 大阪市西成区潮路二丁目17番5号 ③平成28年12月31日 ④居宅療養管理指導

①株式会社テトラクリエイト ②ドゥーエアシストデバイス 大阪市平野区長吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条第11第1項第1号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社ケア21 ②復活デイサービス淀川 大阪市淀川区木川東四丁目12番25号 ③平成29年1月1日 ④地域密着型通所介護

①株式会社ジャパン ②栄婦デイサービス 大阪市平野区喜連一丁目8番12号 ③平成29年1月1日 ④地域密着型通所介護

①シルバーバック株式会社 ②ひだまりウォーク都島 大阪市都島区内代町二丁目2番13号 サンシティ1階 ③平成29年1月1日 ④地域密着型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定

地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第1項第2号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①株式会社オルソグループ ②デイサービスひろゴンランド 大阪市西成区岸里東一丁目4番8号 ③平成28年12月31日 ④地域密着型通所介護

①ハヤタ工業株式会社 ②シンプルハート介護センター 大阪市北区大淀中四丁目7番11号 ③平成28年12月31日 ④地域密着型通所介護

①有限会社ラボレムス ②デイハウス今里 大阪市生野区新今里一丁目13番3号 ③平成28年12月31日 ④地域密着型通所介護

①有限会社和敬堂 ②シルバーフィットネスげんきプラス 大阪市東淀川区豊里二丁目14番20号 ③平成28年12月31日 ④地域密着型通所介護

①株式会社アレックス ②ソフトリハスペースげんき 大阪市北区本庄東一丁目19番6号 ③平成28年12月1日 ④地域密着型通所介護

①医療法人港南会 ②医療法人港南会小規模多機能介護施設住之江 大阪市住之江区新北島三丁目6番7号 ③平成28年12月1日 ④小規模多機能型居宅介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第115号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1項第1号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①合同会社あるふぁ企画 ②あるふぁ居宅介護支援事業所 大阪市平野区加美北七丁目10番19号3階 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援

①有限会社ダンデライオン ②ケアサービスダンデライオン 大阪市北区天神橋五丁目7番10号 さかしん天神橋ビル7F ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援

①株式会社T・plus ②ケアプランセンター介護の杜 大阪市西淀川区大和田四丁目1番2号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援

①社会福祉法人まんてん ②まごころケアらんまん 大阪市城東区今福南四丁目15番33号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援

- ①株式会社ベスリード ②伽隠プランニング 大阪市此花区西九条四丁目4番13号 パークライフ高橋601号室 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①株式会社アンビション ②ケアプランセンター粉浜 大阪市住之江区粉浜二丁目6番12号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①合同会社ウェルビレッジ ②阿波介護福祉クラブ 大阪市大正区泉尾一丁目30番21号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①合同会社ハートノジュール ②ケアプランセンターねいろ 大阪市東成区神路三丁目15番27号 1階 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①プルミエ合同会社 ②りぶケアプランセンター 大阪市西成区潮路一丁目3番5号 サンプラザ岸里101号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①株式会社せいこう ②居宅介護支援せいこう 大阪市西成区梅南三丁目2番1号 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援
- ①合同会社愛和 ②マミーケアセンター 大阪市生野区勝山北五丁目9番3号 3階 ③平成29年1月1日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社OFFICE KIDA ②森小路ケアセンター 大阪市旭区森小路二丁目3番23号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①あいケアリンク株式会社 ②アイリス介護サポート ケアプランセンター 大阪市港区夕風一丁目17番31号 レジデンス夕風201号室 ③平成28年12月21日 ④居宅介護支援
- ①有限会社ニフコ ②つくしケアプランセンター 大阪市中央区内淡路町一丁目4番9号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①株式会社プロシード ②ケアプランプロシードゆとり 大阪市淀川区十八条二丁目5番2号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①株式会社クリエイトオフィス ②オレンジケアプランセンター 大阪市平野区加美北七丁目10番19号3階 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①株式会社ミュウシード ②夢み深江北ケアプランセンター 大阪市東成区深江北三丁目4番21号 トムズ深江橋215号室 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援

- ①株式会社ベリー ②ケアプランセンターベリー 大阪市城東区鳴野西五丁目13番40号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①有限会社誠光 ②居宅介護支援せいこう 大阪市西成区北津守三丁目11番2号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援
- ①株式会社コスモスプランニング ②コスモスプランニング 大阪市北区天神橋六丁目5番31号 コーポ井上101号 ③平成28年12月31日 ④居宅介護支援  
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10第1項第1号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社OGM ②つむぎケアサービス 大阪市住吉区长居西三丁目7番18号 コーポルナ101号室 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社クリアサプライ ②介護ステーション青葉 大阪市西成区千本南一丁目7番23号 パル101号 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社T・plus ②ヘルパーステーション介護の杜 大阪市西淀川区大和田四丁目1番2号 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社アイケイビ ②訪問介護愛の森 大阪市東成区東小橋三丁目9番11号3階 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社Lien ②ライフサポートりあん 大阪市東淀川区下新庄四丁目15番21号-201 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社せいこう ②訪問介護せいこう 大阪市西成区梅南三丁目2番1号 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①エトワ株式会社 ②訪問介護事業所エトワ 大阪市天王寺区味原本町6番17号 1F ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社SAKURACLOUD ②水蓮 大阪市鶴見区今津北五丁目13番24-310号 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社ユーラシア ②リстон介護サービス 大阪市生野区新今里五丁目1番24号 太正ビル1F-A号 ③平成29年1月1日 ④介護予防訪問介護
- ①医療法人天野クリニック ②あまくりデイサービスしろきた 大阪市都島区毛馬町二丁目11番33-107号 ③平成29年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ケア21 ②復活デイサービス淀川 大阪市淀川区木川東四丁目12番25号 ③平成29年1月1日 ④介護予防通所介護

- ①有限会社和敬堂 ②シルバーフィットネスげんきプラス 大阪市東淀川区豊里二丁目14番20号 ③平成29年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①株式会社ジャパン ②栄帰デイサービス 大阪市平野区喜連一丁目8番12号 ③平成29年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①シルバーバック株式会社 ②ひだまりウォーク都島 大阪市都島区内代町二丁目2番13号 サンシティ1階 ③平成29年1月1日 ④介護予防通所介護
- ①ラポールユニバーサルサポート合同会社 ②らぼーる a c t サポート 大阪市都島区都島本通三丁目15番19号 ③平成29年1月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①パナソニックエイジフリー株式会社 ②パナソニックエイジフリーショップ 平野 大阪市平野区长吉長原西二丁目1番23号 ③平成29年1月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売
- ①社会福祉法人スワンなにわ ②福祉用具貸与事業所スワンなにわ 大阪市浪速区浪速西二丁目11番6号 ③平成29年1月1日 ④介護予防福祉用具貸与  
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

### 大阪市告示第118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第1項第2号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社OFFICE KIDA ②森小路ケアセンター 大阪市旭区森小路二丁目3番23号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社こみち ②ケアセンターまはろ 大阪市浪速区大国二丁目2番9号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①あいケアリンク株式会社 ②アイリス介護サポート ヘルパーステーション 大阪市港区夕風一丁目17番31号 レジデンス夕風201号室 ③平成28年12月21日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社スザック ②ヘルパーステーションスザックⅡ 大阪市生野区田島一丁目15番2号 生野商工会館3F ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社テトラクリエイト ②フィアヘルパーステーション 大阪市平野区长吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①社会福祉法人基弘会 ②訪問介護夢の箱生野サテライトオフィス 大阪市生野区生野西二丁目3番8-201号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護

- ①有限会社ニフコ ②つくしホームヘルプサービス 大阪市中央区内淡路町一丁目4番9号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①合同会社エス・アイ・プランニング ②ホームヘルプサポートしろくま 大阪市東住吉区中野二丁目6番22号1F ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社オレンジメディカルホールディングス ②訪問介護サービス事業所オレンジ畑 大阪市都島区中野町一丁目2番12号 ③平成28年11月30日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社ころ ②介護ケアセンターころの郷 大阪市淀川区西中島五丁目13番24号 アンシャンテ新大阪502号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社龍輝 ②訪問介護ろんてる 大阪市阿倍野区文の里四丁目21番30号一桃ビル6階 ③平成28年10月31日 ④介護予防訪問介護
- ①まちだ株式会社 ②町田ケアセンター 大阪市城東区鳴野東三丁目3番20号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社スマイルらいふけあ ②スマイルらいふ南堀江訪問介護ステーション 大阪市西区南堀江一丁目18番20号 コスモ第3ビル9階 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社スタイル ②ヘルパーステーションスカイ 大阪市西成区山王二丁目6番14号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社Vivid-Life ②ヴィヴィッドライフ 大阪市東成区神路一丁目1番14号 パークレーン深江橋202号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社こと ②訪問介護サービスこと 大阪市港区市岡三丁目3番10号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①有限会社誠光 ②訪問介護せいこう 大阪市西成区北津守三丁目11番2号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社コスモスプランニング ②コスモスプランニングヘルパーステーション 大阪市北区天神橋六丁目5番31号 コーポ井上101号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問介護
- ①株式会社テトラクリエイト ②プライマリー訪問看護ステーション 大阪市平野区长吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問看護
- ①AVANCE株式会社 ②訪問看護ステーション燈 大阪市東淀川区豊里二丁目6番6号 メゾン・リシェス101号室 ③平成28年12月31日 ④介護予防居宅療養管理指導
- ①株式会社テトラクリエイト ②プライマリー訪問看護ステーション 大阪市平野区长吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導
- ①有限会社リリー ②アムール訪問看護ステーション 大阪市大正区南恩加島二丁目8番27号 MMハイツ303 ③平成28年11月30日 ④介護予防居宅療養

## 管理指導

- ①有限会社グローバルステージ ②訪問看護ステーションうりずん 大阪市西成区潮路二丁目17番5号 ③平成28年12月31日 ④介護予防居宅療養管理指導  
 ①株式会社テトラクリエイト ②ドゥーエアシストデバイス 大阪市平野区長吉長原二丁目2番55号 ③平成28年12月31日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

## 大阪市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の20第1項第1号の規定により公示する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

- ①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

- ①セントケア西日本株式会社 ②セントケアホームいくえ共用型デイサービス 大阪市旭区生江二丁目11番15号 ③平成29年1月1日 ④介護予防認知症対応型通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

## 大阪市告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月27日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成29年2月10日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	東住吉区住道矢田3丁目8番先
2	自動二輪車 (カワサキ 紫色)	東住吉区今川7丁目10番先

3	普通自動車 (マツダ 白色)	東淀川区下新庄4丁目16番先
---	-------------------	----------------

(建設局管理部路政課)



**大阪市告示第121号**

市道の路線名を次のように変更する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

旧	新
西成区第319号線	住之江区第319号線

(建設局管理部管理課)



**大阪市告示第122号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道の一部を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

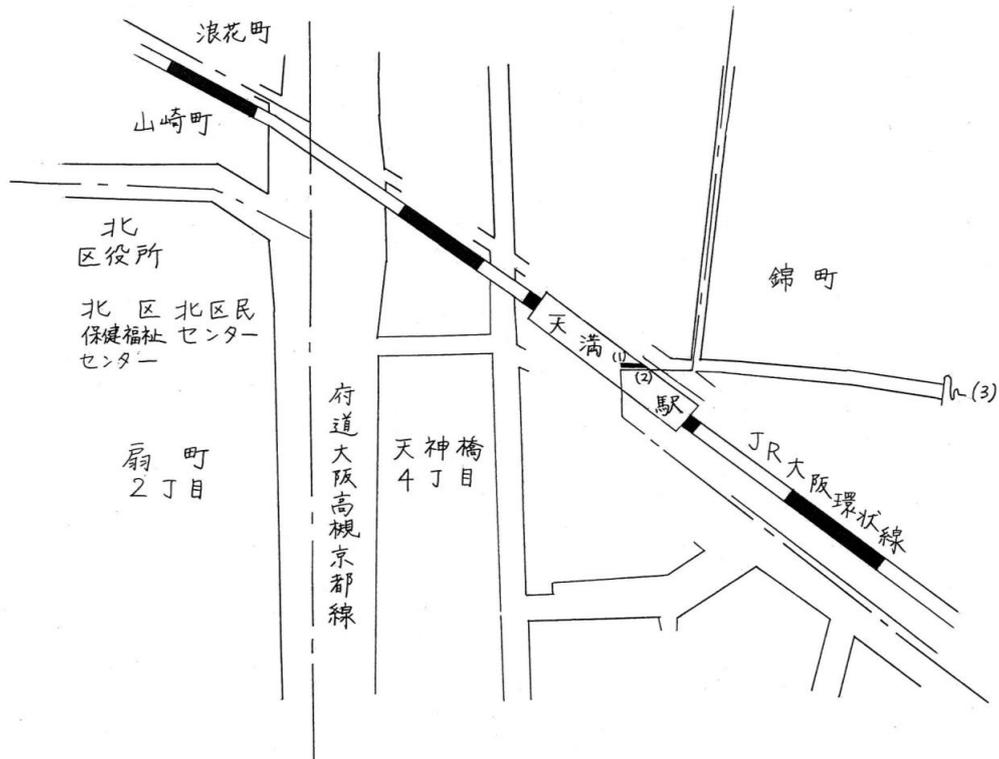
路 線 名	区 間	廃止の期日
長 江 橋 筋 線	北区天神橋4丁目36番の5地先から 同区錦町255番の7地先まで (参考図参照)	告示の日
東 淀 川 区 第 1 8 0 7 号 線	東淀川区北江口町238番の4地から 同 区 同 238番の4地まで (参考図参照)	告示の日

東淀川区 第1809号線	東淀川区北江口町236番の1地から 同 区北江口3丁目260番の5地まで (参考図参照)	告示の日
阿倍野区 第951号線	阿倍野区旭町2丁目115番地から 同 区阿倍野筋2丁目41番の1地まで (参考図参照)	告示の日
阿倍野区 第1027号線	阿倍野区松崎町4丁目64番地先から 同 区同 4丁目66番の2地先まで (参考図参照)	告示の日
住之江区 第319号線	住之江区粉浜西1丁目14番の6地から 同 区同 1丁目14番の6地まで (参考図参照)	告示の日

### 参考図

### 北区

N



### 凡 例

 廃止する部分

 町丁界

### 説 明

長江橋筋線 (1) (3) 間のうち (1) (2) 間を廃止する。